

セラトピア通所リハビリテーション事業所

2割負担の利用料に関する説明書（平成27年8月1日より）

通所リハビリテーション利用料金（日額）

	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満
要介護1	632円	660円	852円	1,072円	1,394円
要介護2	692円	768円	1,000円	1,276円	1,678円
要介護3	746円	874円	1,146円	1,482円	1,964円
要介護4	804円	982円	1,292円	1,684円	2,248円
要介護5	860円	1,088円	1,438円	1,888円	2,452円

加算料金

加算項目	利用料金	備考
入浴加算	100円/回	入浴利用の場合
リハビリテーションマネジメント加算（ ）	460円/月	月4回以上実施の場合
リハビリテーションマネジメント加算（ ）	2,040円/月	開始月から6月以内
	1,400円/月	開始月から6月超
短期集中個別リハビリテーション実施加算	220円/回	退院（所）日又は認定日から起算して3月以内
生活行為向上リハビリテーション実施加算	4,000円/月	開始月から3月以内
	2,000円/月	開始月から3月超6月以内
生活行為向上リハビリテーション実施加算継続減算	30/100	生活行為向上リハビリテーション終了後の翌月から6月間に限り減算
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（ ）	480円/日	退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内、週2回を限度
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（ ）	3,840円/月	退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内、1月につき4回以上
社会参加支援加算	24円/日	算定要件に適合した場合
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	若年性認知症利用者に対し加算
栄養改善加算	300円/日	月2回を限度
口腔機能向上加算	300円/日	月2回を限度
重度療養管理加算	200円/日	厚生労働大臣が定める状態にあり、「要介護3,4,5」に限る
送迎を行わない場合	94円/片道	事業所が送迎をしない場合の片道減算
サービス提供体制強化加算（ ）イ	36円/日	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が50%以上
理学療法士等体制強化加算	60円/日	1時間以上2時間未満の利用の場合
中重度者ケア体制加算	40円/日	要介護3以上の利用者の占める割合が30%以上
介護職員処遇改善加算（ ）	ご利用合計額の1,9%	

食事の提供に要する費用

食費	昼食（おやつ含む）500円
----	---------------

その他の料金

おむつ代	実費相当額
理美容代	2,000円～3,000円程度